

# 財団法人越前市施設管理事業団寄附行為

(昭和54年6月14日)

改正 昭和54年11月29日認可 昭和59年4月1日認可

(題名改称)

平成10年6月3日認可 平成17年10月1日認可

(題名改称)

## 目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 資産及び会計(第5条~第13条)
- 第3章 役員及び職員(第14条~第18条)
- 第4章 理事会(第19条~第26条)
- 第5章 評議員及び評議員会(第26条の2~第26条の3)
- 第6章 寄附行為の変更及び解散(第27条~第28条)
- 第7章 補則(第28条の2~第29条)

## 附則

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、財団法人越前市施設管理事業団という。

(昭59年4月1日・平17年10月1日・全改)

(事業所)

**第2条** この法人は、事務所を越前市高瀬二丁目3番3号越前市文化センター内に置く。

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

(目的)

**第3条** この法人は、越前市の公共施設等の効率的な管理に関する事業を行い、施設利用者のサービスの向上及び市民福祉の増進を図るとともに、越前市の活性化に寄与することを目的とする。

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 越前市の指定を受けてする公の施設の管理事業
- (2) 越前市内の歴史・文化的施設等と連携した観光振興に関する事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の区分)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (資産の管理)

第7条 資産は、理事会の定めるところにより理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関へ預け入れ、信託会社に信託（投資信託を除く。）し、又は国債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員の同意を経、かつ、福井県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、福井県知事に届け出なければならない。これらの内容を著しく変更しようとする場合も同様とする。

(昭59年4月1日・旧11条繰上、平17年10月1日・一部改正)

### (事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、

収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に福井県知事に報告しなければならない。

(昭59年4月1日・旧12条繰上、平17年10月1日・一部改正)

(剰余金の処分)

**第12条** この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て損失補てんのための準備金として積立、又は翌年度の収入若しくは基本財産に繰り入れるものとする。

(昭59年4月1日・旧13条繰上)

(事業年度)

**第13条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(昭59年4月1日・追加)

### **第3章 役員及び職員** (昭59年4月1日・改称)

(役員の種類)

**第14条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 8人以上12人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

(役員を選任)

**第14条の2** 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 常務理事は、理事長が理事のうちから指名する。
- 4 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれの理事現在数の3分の1以下としなければならない。また、同一の業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。
- 6 監事には、本財団の理事の親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(昭59年4月1日・追加、平17年10月1日・一部改正)

(役員の職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 常務理事は、常務を処理し、事務局を指揮監督する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行に関し、審議決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は福井県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときに、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は第4章若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会及び評議員会を招集すること。

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

(役員の任期)

**第16条** 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することを妨げない。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員の解任)

**第16条の2** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(平17年10月1日・追加)

(報酬等)

**第17条** 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、旅費を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(平成10年6月3日・全改)

(事務局)

**第18条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

#### **第4章 理事会**

(構成)

**第19条** 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

**第20条** 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

**第21条** 理事会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の者又は監事から会議の目的を明示して請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(昭59年4月1日・全改、平17年10月1日・一部改正)

(議長)

**第22条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(昭59年4月1日・全改)

(定足数)

**第23条** 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(平17年10月1日・一部改正)

(議決)

**第24条** 理事会の議決は、この寄附行為に特別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第24条の2** やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(平17年10月1日・追加)

(専決処分)

**第25条** 理事長は、緊急の必要がある場合において、理事会を招集する暇がないと認められるとき又は再度理事会を招集しても定足数に達しないときは、理事会の議決に代えて専決処分することができる。この場合において、理事長は、次の理事会にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(議事録)

**第26条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中から、その会議において議長が選任した議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(昭59年4月1日・平17年10月1日・一部改正)

## **第5章 評議員及び評議員会**(平17年10月1日・追加)

(評議員)

**第26条の2** この法人に、評議員を8人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

4 評議員には、第16条、第16条の2及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(平17年10月1日・追加)

(評議員会)

**第26条の3** 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第15条第5項第4号に規定する場合を除き、理事長が召集する。

3 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定めるものとする。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第20条、第21条第2項及び第3項、第23条から第24条の2並びに第26条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号で定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(平17年10月1日・追加)

## 第6章 寄附行為の変更及び解散(平17年10月1日・繰下)

(寄附行為の変更)

**第27条** この寄附行為を変更するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得た後、福井県知事の認可を受けなければならない。

(昭54年11月29日・平17年10月1日・一部改正)

(解散及び残余財産の処分)

**第28条** この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の許可があったとき解散する。

2 この法人を解散したとき存する残余財産は、越前市又はこの法人と類似の目的をもつ法人に寄附するものとする。

(昭54年11月29日・平17年10月1日・一部改正)

## 第7章 補則(平17年10月1日・繰下・改称)

(備付け書類及び帳簿)

**第28条の2** この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(平17年10月1日・追加)

(委任)

**第29条** この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、昭和54年6月14日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず昭和55年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から昭和55年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

**附 則**（昭和54年11月29日認可）

変更後のこの寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

**附 則**（昭和59年4月1日認可）

変更後のこの寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

**附 則**（平成10年6月3日認可）

変更後のこの寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

**附 則**（平成17年10月1日認可）

1 この寄附行為は、福井県知事及び福井県教育委員会の認可のあった日（平成17年10月1日）から施行する。

2 この寄附行為の施行の際現に理事及び監事の職にある者については、当該任期中においては、変更後の第14条の2第1項の規定は適用しない。

## 財団法人武生市公共施設管理公社設立趣意書

地方自治体における住民の福祉と健康増進、勤労者の福利厚生を目的とする事業は、現今社会の需要に応えるために取り組まなければならない行政の緊要な課題となっています。

しかるに事業推進の中核機能となる施設の設置は、利用者への便宜供与、用地確保の困難性から集中化が不可能な面もあり、又管理運営上では、要員確保の一貫性を保ち経費の増大化を抑制しなければ、将来その維持管理は市財政の大きな負担となる可能性を否定することはできません。

そこで、武生市の設置する公の施設等の一部について、その管理体制を一体化し、施設の経済的管理と利用の効率化を図り、住民福祉の増進とサービスの向上に寄与するため財団法人武生市公共施設管理公社を設立し、管理業務を委託しようとするものであります。

設立者

武生市長 笠原 武

## 寄附行為変更趣意書

当社は、昭和54年から武生市の公共施設の管理事業を行っており、昨年12月には、宿泊施設「芦山荘」の管理業務も受託し、施設利用者のサービス向上のため効率的な管理をめざしてきた。

一方、武生市文化センターについては、昭和55年に設立された財団法人武生市文化振興会が、その管理を受託し、併せてその自主事業として芸術、伝統文化の普及及び保存に努めてきた。

それぞれ二つの公益法人が、管理業務等の運営に当たっているが、総合的な見地から、さらに効率的な管理業務を行ない、より一層の住民サービスの向上を図るため、財団法人武生市文化振興会を解散し、従来、同振興会において行なってきた武生市文化センターの管理業務等も武生市公共施設管理公社において一元的に行なうことといたしたい。

このため、寄附行為の一部を変更するものである。